「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する検討書の縦覧及び意見聴取について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三第一項の規定に基づき、「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」の環境影響に関する検討書（同法附則第六条第一項第一号の規定により計画段階環境配慮書としてみなされる書類）を作成したので、環境影響評価法第三条の七第一項及び公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日農林水産省・運輸省・建設省令第一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十七日

国土交通省中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称

国土交通省中部地方整備局

代表者の氏名

国土交通省中部地方整備局長　茅野　牧夫

主たる事務所の所在地

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三六号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称

名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画

対象事業の種類

公有水面の埋立て

対象事業の規模

埋立区域の面積約二百五十から三百五十ヘクタール

三　対象事業実施想定区域

伊勢湾内及び伊勢湾近傍海域

四　検討書の縦覧場所、時間及び期間

縦覧の場所及び時間

国土交通省中部地方整備局丸の内庁舎

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三六号　ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル一階　情報公開室

縦覧時間　午前九時十五分から午後六時まで

国土交通省中部地方整備局名古屋港湾事務所

総務課

愛知県名古屋市港区築地町二番地

縦覧時間　午前九時十五分から午後六時まで

愛知県環境部環境活動推進課

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号

縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時三十分まで

名古屋市住宅都市局都市整備部臨海開発推進室

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番一号

縦覧時間　午前八時四十五分から午後五時三十分まで

名古屋港情報センター

愛知県名古屋市港区港町一番一一号

名古屋港管理組合本庁舎　六階

縦覧時間　午前九時から午後五時十五分まで

常滑市　環境経済部　生活環境課

愛知県常滑市新開町四丁目一番地

縦覧時間　午前八時三十分から午後五時十五分まで

縦覧の期間

平成二十八年五月二十七日から

平成二十八年六月二十七日まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

五　意見書の提出

提出期限

平成二十八年六月二十七日　午後五時まで（郵送の場合は六月二十七日の消印まで有効）

提出先

国土交通省中部地方整備局港湾空港部

名古屋港浚渫土砂活用室

〒四六〇―八五一七

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三六号

ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル四階

ＴＥＬ　〇五二―八五七―六三四〇

ＦＡＸ　〇五二―二〇九―六三〇八

提出方法

次の何れかの方法で提出するものとする。

様式は任意とするが、中部地方整備局港湾空港部ホームページからダウンロードすることも可能である。

一　中部地方整備局丸の内庁舎一階　情報公開室に設置してある意見募集箱に投函

二　中部地方整備局港湾空港部浚渫土砂活用室に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は、郵送料を負担すること。

三　常滑市環境経済部生活環境課に設置してある意見募集箱に投函

四　中部地方整備局港湾空港部ホームページで意見を登録

http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html

意見書の提出に必要な事項

一　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である検討書の名称「名古屋港で発生する浚渫土砂の新たな処分場計画」

三　検討書についての環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

六　ホームページによる閲覧

本検討書は、左記のアドレスのホームページで閲覧することができる。

国土交通省中部地方整備局港湾空港部ホームページ　http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２８年（ヘ）第２号

静岡県富士市中之郷1942番地

申立人　有限会社奥野電子システム

代表者取締役　奥野　栄之

権利を争う旨の申述の終期　平成28年８月５日

平成28年５月10日　静岡簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　１通

手形番号　ＱＸ256052

金額　687,960円

支払期日　平成28年４月15日

支払地　静岡市

支払場所　株式会社三井住友銀行静岡支店

振出日　平成28年１月20日

振出地　静岡市

振出人　株式会社ＴＯＫＡＩ　取締役社長　鴇田　勝彦

受取人　申立人

最終所持人　申立人

平成２８年（ヘ）第２４号

静岡県袋井市堀越1408番地の１

申立人　デサキテープこと　出崎　明哉

権利を争う旨の申述の終期　平成28年８月18日

平成28年５月10日　大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

約束手形　１通

手形番号　ＮＫ22956

金額　280,266円

支払期日　平成28年７月10日

支払地　大阪府大阪市

支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行船場中央支店

振出日　平成28年３月10日

振出地　白地

振出人　三光商事株式会社　代表取締役　天満　康三

受取人　申立人

最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第２８５号

茨城県北相馬郡利根町大字布川2420番地

申立人　小川　和男

本籍茨城県北相馬郡利根町大字布川1833番地、最後の住所茨城県北相馬郡利根町大字布川1833番地

不在者　小川　芳男

昭和31年４月６日生

届出期間満了日　平成28年９月30日

水戸家庭裁判所龍ケ崎支部

平成２８年（家）第５８１号

長野県長野市大字長野大門町46番地１ビラ大門403

申立人　平坂　幸二

本籍埼玉県熊谷市新堀721番地、最後の住所埼玉県熊谷市新堀721番地

不在者　平坂　淳三

昭和28年11月20日生

届出期間満了日　平成28年９月30日

さいたま家庭裁判所熊谷支部